

第4章 史跡の追加指定と将来構想

(1) 史跡の追加指定と公有化の促進

先述のように、内裏、朝堂院を中心とした宮殿中枢部については昭和39年の第1次指定に続いて追加指定をおこない、公有化を図ってきた(第2章(2))。その後、昭和50年に文化財保護法の改正があり、埋蔵文化財包蔵地の周知とその範囲内における開発行為に対して発掘調査がおこなわれるようになった。それにより史跡指定地の周辺で、難波宮の一部もしくはそれに関連とおもわれるまとまった遺構が随所で発見された。これらについては条件の整ったところから順次史跡への追加指定をおこない、その後、整備、活用を図ってきた。例えば内裏西側で発見された内裏西方倉庫群は、史料にその名のみえる「難波の大蔵」と考えられている。またこの敷地からは難波宮に先行する5世紀後半の大倉庫群が検出された。難波地域に最初に開発の手が加わったこと、その規模が極めて大規模であり、それまでにはみられない建築構造が用いられていることなどの理由により、造営には国家権力に繋がる勢力が関わっているとみられる。そのためこの遺構は「法円坂遺跡」として難波宮跡に「附」指定がなされ、平成12、13年度に史跡公園としての整備工事がおこなわれた。大極殿院東方で発見された東方官衙遺跡についても、平成19年度に東端部の旧厚生労働省敷地が追加指定された(第2章(2))。

今後は重要遺構の発見されたそのほかの敷地についても、土地所有者、文化庁をはじめ、関係諸機関と協議をすすめ、史跡への追加指定をめざし、また公有化をすすめることにより、遺跡の保存と活用を図ることが望まれる。

(2) 宮域内における重要遺構の検出地

昭和29年以来の発掘調査により、難波宮中枢部の形態がほぼ明らかになり、わが国の古代史を考える上で極めて貴重な遺跡であることが認識された。また近年の調査により宮殿中枢部の周囲の調査がすすみ、宮域が概ね推定できるようになった(第2章(1)―(2))。

その宮域内で、史跡指定地のうち南ブロックの南側に、前期朝堂院南門が発見されている。そのさらに南側に前期の朝集殿と朱雀門、回廊が発見されている。これらは難波宮の中枢部を構成する建物であり、難波宮のメインゲートにあたる極めて重要な遺構である。以下、これを「朱雀門地区」とよぶ。

一方、2ヶ所で官衙のまとまった遺構が発見されたが、その内の内裏西方倉庫群は南半分が史跡に追加指定され、史跡公園としての整備工事がおこなわれた。もうひとつの東方官衙遺跡(以後、これのひろがる敷地を「東方官衙地区」と呼ぶ)は一部が追加指定されたものの、大部分の敷地が未指定のままである。これらは前期難波宮の段階で官衙が形成されていたことが明らかとなった重要な遺構であり、まとまった範囲に検出されている。

この2ヶ所は遺構が極めて重要であること、遺構の残り具合が良好であり、またまとまりのある範囲内に検出されていること等の理由により、今後、史跡追加指定にむけて地権者等

と協議をおこない、保存と活用を図ることが望まれる。

以下、敷地別に整備活用案を示す。(付図2、3、4)

朱雀門地区

朱雀門地区では、前期朝堂院南門とその東・西側に取り付く朝堂院南面回廊、朱雀門とその東・西側に取り付く回廊、その両者の間に朝集殿の南北棟建物が検出されている。その南側は地形が徐々に低下しており、宮域が微高地上にあることがわかる。

宮殿中枢部の遺構の表示方法については、先に記した(第2章(3)-1))。朱雀門地区の遺構は宮殿中枢部を構成する遺構であるため、原則としてその手法を用いる。前期遺構は一段掘り窪め、その周囲に山茶花を植栽し、舗装の色は赤とする。その際、山茶花への給水を十分におこなうことができるよう給水設備等に配慮する。宮殿中軸線上の広場的な空間であるから、遺構の性格上、このエリアに高木などの樹木は望ましくないが、同地は住宅地に隣接する位置にあるから、近隣住民が憩えるように、敷地周囲には樹木を配するなどの対策が必要であろう。

東方官衙地区

東方官衙遺跡は、大きくは、塀、回廊等で区画された複数のブロックに分かれる。そのうちの中央の2つは、区画内に高床倉庫と側柱建物を規則正しく配置している。東端は回廊で囲まれた中に縁(庇?)を持つ大規模建物を配している。この建物は楼閣と考えられており、東側の内海を望む饗宴を目的とした施設ではないかとする説がある。

中小規模の建物を多く遺構表示することは、煩雑となり来訪者に正しく理解されないことが懸念されるため、一部を省略するか、あるいは模型等の解説のみとして遺構表示をおこなわないという手法をとることも一案である。

一方、難波宮跡には他に(後期も含めて)このような官衙遺構は検出されておらず、また敷地等の条件を考えても、今後もこのような遺構群は検出できない可能性が高い。そのため、検出遺構のうちそれぞれのブロックを区画する回廊や塀、その中に配置された建物群を平面的に表示し、官衙遺跡の特徴を示すことも検討すべきである。その際、同地は住宅地に隣接するため、植栽等を多く施し、また遺構表示の手法を工夫するなど、近隣住民が憩える空間とすることが望まれる。

(3) 宮城内で発見されたその他の重要遺構の保存と活用

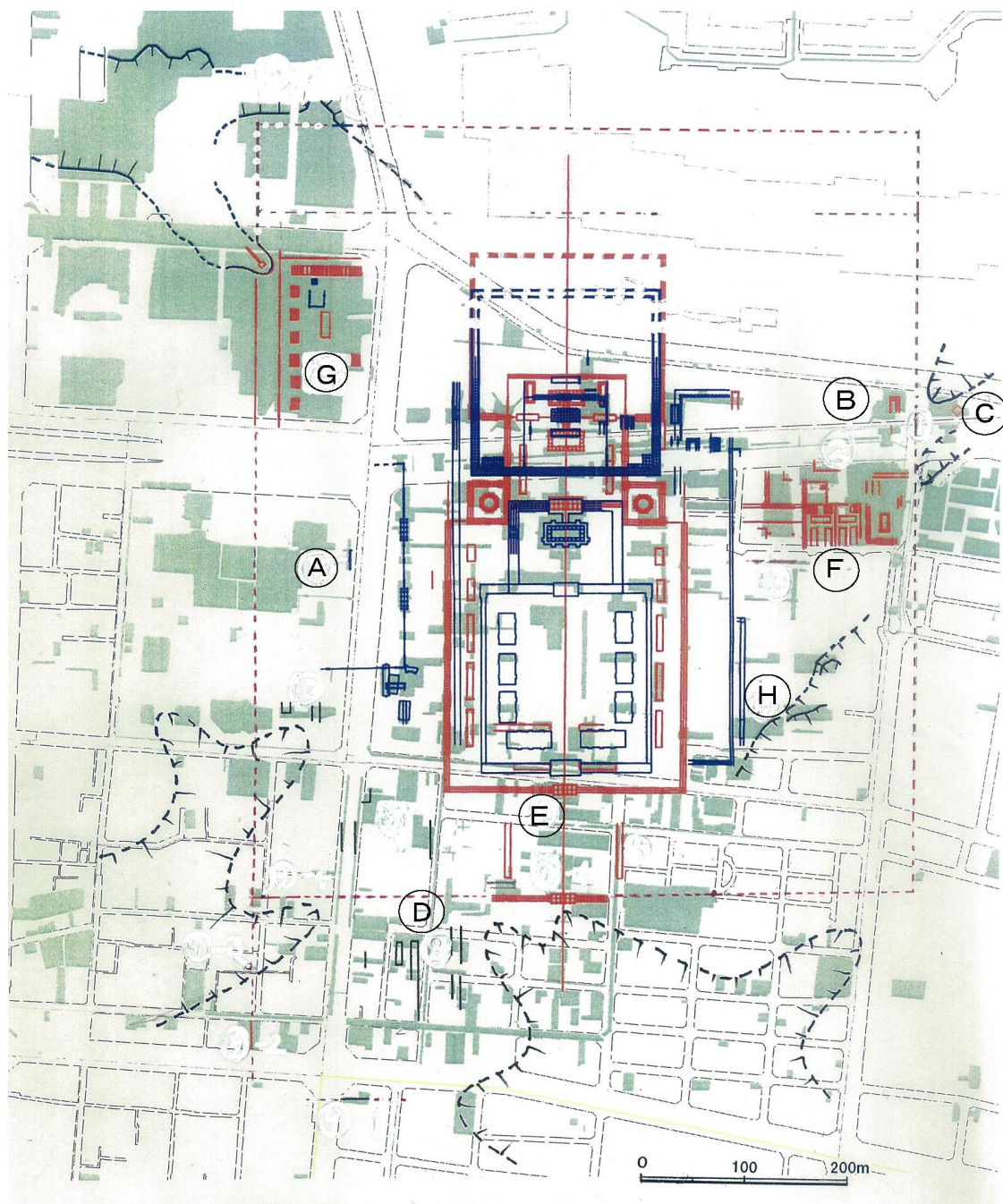


図7 宮城内で発見された重要遺構（図中のアルファベットは本文に対応）

史跡指定地の周辺地区でも、多くの重要遺構が発見されているが、これらは民間による開発行為の事前調査としておこなわれた発掘調査によって発見されたものが多い。先述のように、史跡への追加指定がおこなわれた個所もあるが、困難なものがほとんどである。これらは小面積による調査が多く、発見された遺構についても断片的なものが多い。継続した調査によって、周辺地区での成果を総合することによって、ある程度相互の関連性を類推するこ

とも可能となることはあるが、それらの詳細や全体像は明らかにできない場合が通常である。朝堂院西側（国立大阪病院敷地内）で発見された建物遺構（㉑）、東方官衙遺跡の東北部で発見された庇付き建物跡（㉒）や斜めの方向をむいた総柱建物（㉓）、朝堂院西南部一帯で発見されている複数の掘立柱建物（㉔）など、その時期や性格など明らかでない。

しかし各地の宮殿遺跡の調査研究がすすんだことにより、古代の宮殿にはある程度共通する規則的な殿舎配置の特徴があることがわかっている。難波宮跡についても史跡指定地の周辺で見つかった遺構のうち特定のものについては、その性格を明らかにできたものがある。前項に記す朱雀門地区の遺構などはその代表的なものである。

前項に記した史跡周辺部で発見された遺構については、事業主の理解を得て遺構を保存することができた例がある。建物位置や地下構造の形態を変更し遺構に影響がでないようにしたものであるが、さらに協力を求め、発見された遺構を地表面に表示した個所も複数ある。前期朝堂院南門（㉕）、東方官衙遺跡（㉖）、その東北部の庇付建物遺構（㉒）、内裏西方倉庫群（㉗）、朝堂院東側地区（大阪市住宅供給公社敷地）（㉘）などである。事前調査後建設された建物内に展示施設を設置し、一般に公開されているところも複数存在する。



写真2 図中㉒ 遺構表示と解説板（建物位置を西側にずらせ遺構を保存）



写真3 前期朝堂院南門柱位置の表示（建物位置を南にずらせ遺構を保存。図中㊸）

今後も発掘調査で難波宮関連の遺構が発見された場合には保存の協力を求めるとともに、遺構の表示、解説板の設置等についても理解を求めることが必要である。一方、近年の調査研究により明らかにされつつある宮域の範囲についても、可能なところから、解説板等により、市民にわかりやすく示す等の対応が望まれる。解説板の種類、形態等については、設置場所の特徴、条件等を考慮に入れ、有効な方法を検討すべきである。

これらの遺構保存地区や解説板の設置個所等についてはパンフレット等により市民に周知し、見学会等の開催をおこなうなど、史跡公園部分と連携した積極的な活用を図ることが必要である。

（4）宮域外で発見された難波宮跡関連遺構の活用

これまでに継続しておこなわれた発掘調査により、難波宮の宮域がほぼ明らかとなった。そしてその範囲内で発見された重要遺構は、今後、保存と活用を図ることが必要であることを述べた。一方、宮域外においても同様に、難波宮に関連するとおもわれる飛鳥・奈良時代の遺構が随所で発見されている。また難波宮の南側には、中軸線の延長線上に「朱雀大路」の跡があり、その両側には四天王寺にいたる間に900尺（約265メートル）間隔（もしくはその2分の1の間隔）の道路痕跡が残されていて、難波京の条坊の跡であると考えられている。近年、これに合致する位置に橋の跡がみつき、条坊制による道路区画が施工されたことが確実視されるようになった。その周辺には飛鳥・奈良時代の寺院の跡も複数推定されており、古代都市難波京の様相もおぼろげながら推測することができる。

このような関連する諸遺構、もしくはその出土地についても、パンフレット、解説板等の作成、見学会や講演会の実施、博物館施設や区役所等の活動等を通して、市民に新たな情報

を提供し、難波宮を中心とした飛鳥・奈良時代の大阪の姿を追体験できる機会をつくるようにすることが必要である。

第5章 おわりに—今後の方針

(1) 一元的な管理運営体制の必要性

難波宮跡の発掘調査、保存、環境整備事業は、従来、教育委員会文化財保護担当が中心となり、公園整備担当と協力して実施してきた。平成13年度以降は、実施主体が市長部局の文化振興担当となり、3者が協同で事業をすすめてきた。事業は一定の成果をあげることができ、大阪市という大都市の中心部に、広い面積の史跡公園の体裁が整ってきた。平成13年には隣接地にサイトミュージアムとしての大阪歴史博物館が開館し、難波宮の周知度は高まりをみせた。従来より整備をすすめてきた中央大通り以南の敷地はいろいろなイベント等に会場として利用されるようになり、市民が足を運び、親しまれる機会も増えてきた。

一方で市の財政状況の悪化等の影響により、近年は環境整備事業としてのハード面の整備はあまりすすんでいない。大阪歴史博物館の入館者は退館後、難波宮跡に足を運ばず大阪城公園に向かうというケースが多い。難波宮跡を会場としたイベントもここ数年は特定の催しにとどまっているといった現状にある。このような状況下にあつて新たな展開を求めるためには、従来の体制では限界があり、新たな視点による事業の企画、運営が必要である。そのためには「調査研究の継続」、「公園整備」に加えて「観光振興」、「地域振興」、「情報発信」、といった関連する分野を担当する部局が横断的に連携し、一体的に企画、運営をおこなう体制が必要である。特に隣接する大阪城公園と連携した事業展開をすすめることのできる体制が望まれる。

(2) 市民意識の高揚、民間との連携

これまで難波宮跡の整備、活用事業は行政主導でおこなわれてきた。しかし近年の動向をみると、市民、NPO等の民間団体との連携のもと活性化を図る方向に移っている。行政は「機会」を提供し、実際に事業をおこなうのは市民であるとする官民の役割分担の考え方である。これまでも難波宮跡では秋のシーズンには各種の催しが開催されているが、さらなる積極的なひろがり求め、1年を通して大勢の市民が集える催し等をおこなうことが望まれる。各種イベントの開催、難波宮跡の清掃(草刈り)奉仕等、いろいろな内容が考えられるが、それらのアイデア募集から企画、運営などについても、市民団体、NPO、企業等と連携した事業の推進を検討すべきである。またそれらの事業を実施するにあたっては大々的な広報をおこない、より多くの市民に難波宮をアピールできるよう努める必要がある。

難波宮跡の整備活用事業に新たな展開を求め、軌道に乗せるためには、市民レベルでその必要性が理解されなければならない。そのためにはさらなる周知度のアップに努め、市民意識の高揚を図る必要がある。

これまで難波宮跡の保存は市民の協力を得てすすめられてきた。今後、一層の保存、活用を図るためにも、市民の理解と協力を得て進められるよう努める必要がある。